

「成年被後見人から一律に選挙権を奪うことは許容できない」。東京地裁は2013年3月14日、成年被後見人である茨城県の女性が国を相手取った訴訟で、現行の公職選挙法は違憲で無効との判断を言い渡した。成年後見は知的障害や認知症で判断能力が不十分な人の財産管理などを支援するため、本人の申し立てにより裁判所が「後見人」を指定する制度。地裁判決を受け、後見人が付くと選挙権を失うと規定する公選法の改正を求める声が強まつた。

いち早く動いたのが公明党だ。判決直後から政府に控訴断念を求め、26日には党政治改革本部長の北側一雄らが首相官邸を訪ね菅義偉官房長官に直談判した。政府が「高裁、最高裁の

成年後見は知的障害や認知症で判断能力が不十分な人の財産管理などを支援するため、本人の申し立てにより裁判所が「後見人」を指定する制度。地裁判決を受け、後見人が付くと選挙権を失うと規定する公選法の改正を求める声が強まつた。

7月想定の参院選も早急な対応を促した。「参院選後はしばらく國政選挙がない。何とか間に合わせないといけない」。北側は参院選から実施するための準備期間も考慮し、法案成立の期限を「5月中」とほじいた。

ただ、連立を組む自民党には

3回にわたって野党全党を対象に法改正の趣旨や目的を説明し

判断を仰ぐべきだ」として27日に控訴に踏み切ると、選挙権回復のための立法措置をめざす方針へかじを切つた。

「選挙権を認めれば、違法な投票干渉などが起きかねない」といった消極論も少なくなかつた。そこで北側は自民党選挙制度調査会長の逢沢一郎に与党協議の開始を提案。4月9日にプロジェクトチームを立ち上げ、議員立法として公選法改正案を国会に提出する方針を決めた。

◆敬称略、肩書は当時
（田島如生）

面連動
子版に掲載▼Web刊▼紙

◆唯一の立法府、国会。「法律誕生」は法律を作るという政治家本来の仕事に光を当て、成立までのドラマを描きます。

法 律 誕 生

選挙権を回復し、参院選の投票はがきを手にする被後見人（昨年7月）＝画像の一部をモザイク加工しています

改正公職選挙法



改正公職選挙法のデータ

正式名称	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律
委員会	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
国会提出日	2013年5月17日
成立日	2013年5月27日
概要	成年後見人が付くと選挙権を失うとした公選法の規定を削除し、被後見人に一律に選挙権を与える。被後見人に認められる代理投票の際に必要な補助者の要件を、「投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定める」と規定

「被後見人も一票」スピード成立



担当幹部と調整
法改正を主導した公明党
の北側一雄副代表 後日談

が、国は控訴
は取り下げなかった。東京
と同様の訴訟が京都や札幌
などでもあり、そのまま放
つておけば訴えが却下され
てしまう。弁護団から相談
を受けて法務省、総務省の
担当幹部を呼び和解のため
の調整を進めた。2013年7月18日までに4つの裁
判全てで和解、同21日の参
院選に間に合った。

院選に間に合つた。
（インタビューの詳細を電
子版に掲載▼Web刊▼紙
面連動）

私の秘話